

留総総第307号

平成29年2月28日

留萌市監査委員 岩崎智樹 様
留萌市監査委員 坂本守正

留萌市長 高橋定敏

定期監査の結果に基づき、又は結果を参考として講じた措置について
平成29年1月12日付留監第115号で報告のあったこのことについて、定期
監査結果に基づき、又は当該監査結果を参考として講じた措置を、地方自治法第1
99条第12項の規定により通知します。

(総務部総務課総務係)

定期監査の結果に基づき、又は結果を参考として講じた措置

(1) 賃借料等の積算は適正か。

ア 土地賃貸借料の積算について

定期的に土地価格の動向に合わせて地権者と交渉し、適正な価格で契約を行うよう努める。

イ 予定価格の決定について

総務課作成の「契約手続きフロー（担当課契約事務用）」に従い、適正な処理の徹底に努める。

(2) 契約の根拠、契約相手の特定及び選考方法の手続きは適正か。

ア 随意契約の根拠について

随意契約の根拠の精査を徹底し、適正な契約事務を行うよう努める。

イ 発注方法の選択について

公平、公正な契約を行うため、契約方法の決定時に規則や契約マニュアル等に基づき適正に事務を執行するよう努める。

(3) 契約相手方の決定は適正に行われているか。

ア 業者選定について

留萌市契約マニュアル等に基づく適正処理を徹底する。

(4) 契約に至るまでの手続き、関係書類整備は適正に行われているか。

ア 契約手続きについて

留萌市契約規則及び留萌市契約マニュアル等に基づき適正に処理するよう努める。

イ 関係書類の作成等について

仕様書の内容について精査するとともに、各関係書類の記入について適正に行うよう努める。

また、日付等の記載漏れや誤記載については、速やかに是正を行ったところである。

ウ 契約書の作成について

各契約書の内容を精査し、総務課が示す標準契約書への移行や記載事項の確認の徹底により、適正な契約事務を行うよう努める。

(5) 賃貸借等に係る事務事業は仕様書及び契約書のとおり履行されているか。

ア 契約書に定める検査の実施について

契約書の条項に従い、適正に処理するよう努める。

(6) 賃貸借料等の支払は適正にされているか。

ア 賃貸借料の支出処理について

消費税率改正時には、契約の内容を十分に確認し、適正な支出事務を行うよう努める。

(7) その他

ア 処理経過の記録について

変則的な処理をしたものについては経過の記録を文書上で残し、処理過程を明確にするよう努める。

イ 土地賃貸借の契約について

転貸地については、可能なものについては地主と協議を進め、解消するよう努めていく。

土地賃貸借契約に係る担当課においては、共通の考え方を整理していく。

ウ 支出科目について

財務事務担当課、契約担当課において協議のうえ、全庁的な統一を図るよう努める。

エ 契約保証金の免除について

入札参加資格有無を適切に確認したうえで、免除規定の適用について判断するよう努める。

留市教学第990号

平成29年2月16日

留萌市監査委員 岩崎智樹様

留萌市監査委員 坂本守正様

留萌市教育委員会教育長 早川 隆

平成28年度定期監査の結果を参考として講じる措置について（通知）

平成29年1月12日付け、留監第115号にて報告のありました件につきまして、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その結果を参考として講じる措置を通知いたします。

（学校教育課庶務係）

平成28年度定期監査の結果を参考として講じた措置

(1) 賃借料等の積算は適正か。

ア 土地賃借料の積算について

指摘なし。

イ 予定価格の決定について

- ・ 「留萌市立中学校スキー授業バス賃貸借」及び「留萌市立小学校スキー授業バス賃貸借」における「予定価格の積算が誤っている」については、平成28年度分から適正に処理している。
- ・ 「留萌市立小学校スキー授業バス賃貸借」における「予定価格は全日の設定しかない」については、平成28年度分から適正に処理している。
- ・ 「留萌市立小学校水泳授業バス借上料」における「十分な市況調査を行ったものとは言い難い」については、平成29年度から各2種類の予定価格を記載する。

(2) 契約の根拠、契約相手の特定及び選考方法の手続きは適正か。

ア 随意契約の根拠について

イ 発注方法の選択について

- ・ 「留萌市立中学校スキー授業バス賃貸借」及び「留萌市立小学校スキー授業バス賃貸借」における「入札執行すべき」については、平成28年度から契約規程に基づき入札執行とし、適正に処理している。
- ・ 「仮設トイレ借上（食農教育）」における「契約書の締結が望ましい」については、平成29年度から指摘のとおり処理する。
- ・ 「AED賃貸借（ふるも）」における「著しく有利な価格とは言えないため、1号が妥当」については、地方自治法施行令を確認し、様式のデータを7号から1号に訂正を行い、次回契約更新時に同様の誤りが発生しないよう、事務作業を行う。
- ・ 「みどり保育園園庭土地借上料」における「長期継続契約の締結も可能」については、平成28年度中に長期継続契約の可能性について、地権者と協議する。
- ・ 「みどり保育園園庭土地借上料」における「転貸契約書は定期的に見直しを行うべき」については、平成28年度中に転貸契約書の見直しを行う。

(3) 契約相手方の決定は適正に行われているか。

ア 業者選定について

- ・ 「AED貸貸借（ふるも）」における「指名選考調書の指名理由にこの経緯を記載しておくべき」については、様式のデータにおいて指名理由の欄に、参考見積書徴取に応じた業者を指名した旨を記載し、次回契約更新時に記載漏れが発生しないよう確認を行う。

(4) 契約に至るまでの手続き、関係書類整備は適正に行われているか。

ア 契約手続きについて

- ・ 「留萌市立中学校スキー授業バス貸貸借」及び「留萌市立小学校スキー授業バス貸貸借」における「決裁区分の誤り」については、平成28年度から予定総額に基づき、適正に処理している。
- ・ 「留萌市立中学校スキー授業バス貸貸借」及び「留萌市立小学校スキー授業バス貸貸借」並びに「留萌市立小学校水泳授業バス借上料」における「随契理由が成立しない」については、スキー授業は平成28年度から、水泳授業は平成29年度から入札執行とする。
- ・ 「留萌市立中学校スキー授業バス貸貸借」及び「留萌市立小学校スキー授業バス貸貸借」並びに「留萌市立小学校水泳授業バス借上料」における「委託業務でないにもかかわらず「受託者」の表現がある」については、スキー授業は平成28年度から適正に処理しており、水泳授業は平成29年度から決定方法を明記する。
- ・ 「留萌市立中学校スキー授業バス貸貸借」及び「留萌市立小学校スキー授業バス貸貸借」並びに「留萌市立小学校水泳授業バス借上料」における「北海道運輸局の基準と比較した形跡がない」については、スキー授業は、平成28年度から各コース別に基準単価を積算比較しており、水泳授業についても、同様に処理する。
- ・ 「留萌市立小学校水泳授業バス借上料」における「発注決定した経緯を文書で整理しておくべき」については、平成29年度から決定経緯を文書で記録する。
- ・ 「AED貸貸借（ふるも）」における「仕様書の物件承認は文書で記録すべき」については、物件承認の項目を入れる場合は、物件承認でどのような確認を行ったのかがわかるように記録を残す。次回契約更新時に、文書又は資料を作成し添付する。

イ 関係書類の作成等について

- ・ 「留萌市立中学校スキー授業バス賃貸借」及び「留萌市立小学校スキー授業バス賃貸借」における「見積書提出通知の通知番号未記入」については、平成28年度から適正に処理している。
- ・ 「留萌市立小学校水泳授業バス借上料」における「契約書添付の仕様書中、「11 見積に当たっての注意事項は不要」については、平成29年度から削除する。
- ・ 「AED賃貸借（ふるも）」における「見積合わせ等執行伺中、表記が「入札」となっている」については、様式のデータにおいて、見積合せ等部分の取消線を削除し、入札部分に取消線を入れる。次回の契約更新時に確認をし、同様の誤りの発生を防ぐ。
- ・ 「AED賃貸借（ふるも）」における「見積合せ等執行伺中入札保証金は随意契約のため対象外」については、様式のデータにおいて、入札保証金の欄と「(2) 納付を免除する。」の部分全てを取消線で削除を行う。次回の契約更新時に確認をし、同様の誤りの発生を防ぐ。
- ・ 「AED賃貸借（ふるも）」における「見積書提出通知の見積書提出期限の時間が見積合せ等試行伺いの執行予定時間の後になっている」については、見積合せ等執行伺の執行予定時間を確認し、次回契約更新時から同時刻に訂正する。
- ・ 「AED賃貸借（ふるも）」における「執行記録書標題は「見積書徴取」が正しい」については、様式のデータにおいて指摘箇所の見積書徴取部分の取消線を削除し訂正を行う。次回契約更新時に同様の誤りが発生しないよう確認を行う。
- ・ 「AED賃貸借（ふるも）」における「契約書添付の仕様書に物件承認の項目がある」については、次回契約更新時から物件承認を行う場合は、物件承認を行った旨を記録したものを残す。
- ・ 「みどり保育園園庭土地借上料」における「契約書（案）中、賃貸借期間誤り」については、新年度の契約から適正に処理する。

ウ 契約書の作成について

- ・ 「みどり保育園園庭土地借上料」における「契約規則第28条に定める契約書の記載事項の要件を満たしていない」については、新年度の契約から適正に処理する。

(5) 賃貸借に係る事務事業は仕様書及び契約書のとおり履行されているか。

ア 契約書に定める検査の実施について

指摘なし。

(6) 賃借料等の支払は適正にされているか。

ア 賃貸借料の支出処理について

指摘なし。

(7) その他

ア 処理経過の記録について

- ・ 「留萌市立小学校水泳授業バス借上料」における「発注決定した経緯を文書で整理しておくべき」については、平成29年度から決定経緯を文書で記録する。【再掲】
- ・ 「AED賃貸借（ふるも）」における「指名選考調書の指名理由にこの経緯を記載しておくべき」については、様式のデータにおいて指名理由の欄に、参考見積書徴取に応じた業者を指名した旨を記載し、次回契約更新時に記載漏れが発生しないよう確認を行う。【再掲】
- ・ 「AED賃貸借（ふるも）」における「仕様書の物件承認は文書で記録すべき」については、物件承認の項目を入れる場合は、物件承認でどのような確認を行ったのかがわかるように記録を残す。次回契約更新時に、文書又は資料を作成し添付する。【再掲】

イ 土地賃貸借の契約について

指摘なし。

ウ 支出科目について

指摘なし。

エ 契約保証金の免除について

指摘なし。

留 都 上 5 3 7 号

平成29年2月15日

留萌市監査委員 岩 崎 智 樹 様
留萌市監査委員 坂 本 守 正

留萌市水道事業

留萌市長 高 橋 定 敏

定期監査の結果に基づき、又は結果を参考として講じた措置について
平成29年1月12日付留監第115号で報告のあったこのことについて、定期
監査結果に基づき、又は当該監査結果を参考として講じた措置を、地方自治法第1
99条12項の規定により通知します。

(上下水道課管理係)

定期監査の結果に基づき、又は結果を参考として講じた措置

① 賃借料等の積算は適正か

(ア) 土地賃貸借料の積算について

指摘事項なし

(イ) 予定価格の決定について

複数社からの参考見積りを徴取するように努める。

② 契約の根拠、契約相手の特定及び選考方法の手続きは適正か

(ア) 随意契約の根拠について

明確な基準によるものであるか検討し、適正に処理する。

(イ) 発注方法の選択について

指摘事項なし

③ 契約相手の決定は適正に行われているか

(ア) 業者選定について

特命随契の業者選定については、契約の根拠等を検討するように努める。

④ 契約に至るまでの手続き、関係書類整備は適正に行われているか

(ア) 契約手続きについて

契約マニュアル等に基づき適正な処理に努める。

(イ) 関係書類の作成等について

関係書類に不備が無いよう、複数での確認を徹底する。

(ウ) 契約書の作成について

標準様式を参考にし、記載事項の誤り等の無いように努める。

⑤ 賃貸借等に係る事務事業は仕様書及び契約書のとおり履行されているか

(ア) 契約書に定める検査の実施について

契約書等の規定に基づき、適正に処理する。

⑥ 賃貸借料の支払について

(ア) 賃貸借料の支出処理について

指摘事項なし

⑦ その他

(ア) 処理経過の記録について

書類として記録を残し、処理経過を明らかにするように努める。

(イ) 土地賃貸借の契約について

指摘事項なし

(ウ) 支出科目について

指摘事項なし

(エ) 契約保証金の免除について

契約規則等と契約の内容を精査し、適正に処理する。

留病総第374号

平成29年2月27日

留萌市監査委員 岩崎智樹様

留萌市監査委員 坂本守正様

留萌市病院事業管理者

管理者 村松博士

平成28年度定期監査の結果を参考として講じる措置について（通知）

平成29年1月12日付け、留監第115号にて報告のありました件につきまして、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その結果を参考として講じる措置を通知いたします。

（総務課総務係）

平成28年度定期監査の結果を参考として講じた措置

- (1) 賃借料の積算は適正か
 - ア 土地賃借料の積算について
 - ・ 新年度の契約から適正に見直す。
 - イ 予定価格の決定について
 - ・ 予定価格調書の作成が必須でないものについても、新年度から積算を行う。
 - ・ 決裁が下りた段階で必ず押印漏れ等のチェックを行う。

- (2) 契約の根拠、契約相手の特定及び選考方法の手続きは適正か
 - ア 随意契約の根拠について
 - ・ 随意契約の基準を超過しているものについては、入札を行う。
 - イ 発注方法の選択について
 - ・ 随意契約の基準を超過しているものについては、入札を行う。

- (3) 契約相手方の決定は適正に行われているか
 - ア 業者選定について
 - ・ 今後選定理由を所定の欄に記入する。

- (4) 契約に至るまでの手続き、関係書類整備は適正に行われているか
 - ア 契約手続きについて
 - ・ 見積書の構成要件をきちんとチェックするとともに、誤りを防ぐよう注意する。
 - イ 関係書類の作成等について
 - ・ 関係書類にあたっては十分に注意を払って作成する。
 - ウ 契約書の作成について
 - ・ 今後において契約締結の際には、標準契約書へ移行する。
 - ・ 必要な印紙は、必ず貼付させる。

- (5) 賃貸借等にかかる事務事業は仕様書及び契約書のとおり履行されているか
 - ア 契約書に定める検査の実施について
 - ・ 市の総務課で定めたルールに従い確実に実施する。

(6) 賃貸借料等の支出は適正にされているか

ア 賃貸借料の支出処理について

- ・ 協議の経過については記録に残すとともに、確認作業を確実に行う。

(7) その他

ア 処理経過の記録について

- ・ 処理経過については確実に記録に残していく。

イ 土地賃貸借の契約について

- ・ 指摘なし

ウ 支出科目について

- ・ 指摘なし

エ 契約保証金の免除について

- ・ 契約事務を行う際は、必ず入札参加資格の有無を確認するものとする。